

R6年度琉球大学起業支援委員会 大学発ベンチャー認定企業一覧

	企業名	代表者名	研究者	企業概要
1	株式会社リュウエル	泉 晃	医学部先端医学研究センター 特命准教授 泉 晃	スマート遠隔医療ソリューション開発、デジタルバイオマーカー開発、予防医療ソリューション、ヘルスケアデータ関連事業、研修教育事業
2	ORNIS株式会社	松本 徹三	工学部名誉教授 藤井 智史	海洋レーダーネットワークの展開によりデータを一括収集し、ユーザのニーズにマッチした解析や手段により、適切で有益な海況データを生成・提供する。
3	株式会社aqua recolte	島袋 亮道	研究推進機構 共創拠点運営部門 特命教授 島袋 亮道	魚介類の養殖、販売及び加工、水耕栽培による野菜及び果物の生産、販売及び加工、魚介類の養殖設備の制作等
4	株式会社琉球GLOCALサービス	山元 淑乃 プラタップ・アロック	グローバル教育支援機構 准教授 山元 淑乃	本学理工学研究科卒業生(留学生)がSTEAM教育を担う、不登校児を対象としたオルタナティブスクールおよび学童の運営、高度外国人材(IT)の育成および就職支援、地域の一次産業の活性化に資するAIを活用したロボットの研究および開発。
5	株式会社琉球科学教育研究会	梅田 雄飛	教育学部・地域連携 推進機構 准教授 福本 晃造	科学教育に関する事業。小学4～6年生対象の科学クラブ運営、未就学児から中学3年生対象の科学実験教室の運営
6	株式会社ラフィネット	米倉 勲	教育学部 准教授 福本 晃造	水処理技術をコア技術として、技術の社会実装や研究開発のコンサルティング事業に取り組んでいる。淡水の水処理技術を活用したウォーターサーバー事業、海水の水処理技術を活用した海水浄化装置販売、保守管理事業
7	株式会社ARK	吉田 勇	研究推進機構 共創拠点運営部門 特命准教授 平塚 悠治	陸上養殖装置の研究開発販売及び、装置にて飼育した生体の販売



琉大 第 15号

称 号 記

名 称	株式会社リュウエル
代 表 者	泉 晃
設立年月日	2024年8月30日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 16号

称 号 記

名 称	ORNIS 株式会社
代 表 者	松本 徹三
設立年月日	2022年9月2日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 17号

称 号 記

名 称	株式会社 aqua recolte
代 表 者	島袋 亮道
設立年月日	2024年5月30日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 18号

称 号 記

名 称	株式会社琉球 GLOCAL サービス
代 表 者	山本 淑乃・プラタップアロック
設立年月日	2023年10月11日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 19号

称 号 記

名 称	株式会社琉球科学教育研究会
代 表 者	梅田 雄飛
設立年月日	2024年4月11日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 20号

称 号 記

名 称	株式会社ラフィネット
代 表 者	米倉 勲
設立年月日	2021年7月1日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦



琉大 第 21号

称 号 記

名 称	株式会社 ARK
代 表 者	吉田 勇
設立年月日	2020年12月23日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します

2024年12月 日

国立大学法人琉球大学
学 長 西田 睦

琉球大学発ベンチャー認定企業一覧 2024年12 月時点

認定年度		企業名	代表者名	研究者	企業概要	称号
H29	1	株式会社Grancell	奥田もえり	学術顧問 清水 雄介	再生医療事業、化粧品事業、ライフサイエンス事業	1号
H29	2	株式会社ジェクタス・イノベーターズ	新川 武	新川武	ワクチン開発事業（分子設計/分子生物学・生化学・免疫学的実験/感染動物実験）	2号
H29	3	株式会社ヘルシーアイランズ	藤井 裕正	屋 宏典	食料品、健康食品、医療品、医薬部外品、化粧品の企画開発 農産物、林産物、水産物及びこれらの加工品の生産販売	3号
H29	4	琉球ポーテ株式会社	島田 邦男	照屋 俊明	沖縄由来の原料の開発、販売およびそれを配合したOEM製品の開発・製造・販売	4号
H30	5	株式会社沖縄リサーチセンター	飯田 峰彦	照屋 俊明	バイオ医療（県境食品、サプリメント）	5号
H30	6	一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄	名幸 穂積		起業支援事業、教育事業、大学発ベンチャー創出支援事業	7号
H30	7	RePHAGEN株式会社（リファージェン株式会社）	村上 明一	村上 明一	医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、試薬等の研究開発及び受託、開発品の特許販売 抗原および抗体の研究開発及び研究開発の技術指導、受託、開発、製造、輸出入、販売など	8号
R5	8	株式会社サウスウッド	竹谷 昌敏	医学部 教授 楠瀬賢也	超音波診断装置を起点とした医療AIサービスの提供	9号
R5	9	琉球コーヒーエナジー株式会社	高木 伸明	農学部大学院農学研究科 M2 高木伸明	IT統合制御型コーヒー栽培、アグロビジネス、教育（コーヒー学、CQI認証プログラム）、ソーラーファームিং	10号
R5	10	みらい共創マルシェ株式会社	羽賀 史浩	研究推進機構共創拠点運営部門 特命教授 羽賀史浩	陸上養殖プロジェクト発の知的財産を活用した商品の開発、販売、ノウハウ等を活用したワークショップの企画、運営	11号
R5	11	株式会社サステインハピネス	古波蔵 健太郎	琉球大学病院 血液浄化療法部 部長 准教授 古波蔵 健太郎	地域自治体における慢性腎臓病重症化予防支援のためのデジタルツールを用いた支援及びコンサルティング	12号
R5	12	株式会社リテックフロー	瀬名波 出	工学部 教授 瀬名波 出	海藻養殖効率化技術を用いた障がい者雇用を行うソーシャルビジネス、カーボンリサイクル技術によるSDGs型ビジネス	13号
R6	13	合同会社SHIMA Factory	富山潤	工学部富山潤	自然に優しい「しまジオポリマーコンクリート」商品開発・製造技術支援・植物資源（リグニン）を利用した新素材の商品開発・技術支援	14号
R6	14	株式会社リュウエル	泉 晃	医学部先端医学研究センター 特命准教授 泉 晃	スマート遠隔医療ソリューション開発、デジタルバイオマーカー開発、予防医療ソリューション、ヘルスケアデータ関連事業、研修教育事業	15号
R6	15	ORNIS株式会社	松本 徹三	工学部名誉教授 藤井 智史	海洋レーダーネットワークの展開によりデータを一括収集し、ユーザのニーズにマッチした解析や手段により、適切で有益な海況データを生成・提供する。	16号
R6	16	株式会社aqua recolte	島袋 亮道	研究推進機構 共創拠点運営部門 特命教授 島袋 亮道	魚介類の養殖、販売及び加工、水耕栽培による野菜及び果物の生産、販売及び加工、魚介類の養殖設備の制作等	17号
R6	17	株式会社琉球GLOCALサービス	山元 淑乃 ブラタップ・アロック	グローバル教育支援機構 准教授 山元 淑乃	本学理工学研究科卒業生（留学生）がSTEAM教育を担う、不登校児を対象としたオルタナティブスクールおよび学童の運営、高度外国人材（IT）の育成および就職支援、地域の一次産業の活性化に資するAIを活用したロボットの研究および開発。	18号
R6	18	株式会社琉球科学教育研究会	梅田 雄飛	教育学部・地域連携推進機構 准教授 福本 晃造	科学教育に関する事業。小学4～6年生対象の科学クラブ運営、未就学児から中学3年生対象の科学実験教室の運営	19号
R6	19	株式会社ラフィネット	米倉 勲	教育学部 准教授 福本 晃造	水処理技術をコア技術として、技術の社会実装や研究開発のコンサルティング事業に取り組んでいる。淡水の水処理技術を活用したウォーターサーバー事業、海水の水処理技術を活用した海水浄化装置販売、保守管理事業	20号
R6	20	株式会社ARK	吉田 勇	研究推進機構 共創拠点運営部門 特命准教授 平塚 悠治	陸上養殖装置の研究開発販売及び、装置にて飼育した生体の販売	21号

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

平成29年3月22日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学又は本学の職員等（本学職務発明等規程第2条第1項第4号に規定する者。以下「職員等」という。）が所有する知的財産に基づいて起業したもの。
- (2) 本学で達成された研究成果または習得した技術やノウハウ等に基づいて起業したもの。
- (3) 職員等がベンチャー企業の設立者となり、又はその設立に深く関与し起業したもの。ただし、職員等の退職又は卒業等から起業までの期間が3年以内のものに限る。
- (4) 起業する者の持つ技術やノウハウ等を事業化するため、起業まで3年以内の期間に本学との共同研究等により起業したもの。

(認定の手続き)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「大学発ベンチャー認定申請書」（様式1）に必要書類を添えて、本学研究推進機構（以下「機構」という。）の長を経由し、学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、機構長に認定の可否を諮問するものとする。
- 3 機構長は、機構に設置する本学起業支援委員会（以下「起業支援委員会」という。）において、申請内容及び事業内容等について検討を行わせ、その結果の報告を受けるものとする。
- 4 機構長は、前項の報告をもとに研究推進会議において認定の可否を決定した後、学長へ報告するものとする。
- 5 学長は、前項の結果を踏まえ認定の決定を行うものとし、認定すべきものと認めた場合、その結果を文書により申請者に通知し、役員会に報告するものとする。

(申請の条件)

第4条 大学発ベンチャーの申請は、次の各号すべての要件を満たす場合に、申請を行うことができる。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 職員等が起業したものにあつては、国立大学法人琉球大学職員の兼業に関する規程（平成16年4月1日制定）及び本学国立大学法人琉球大学利益相反マネジメント規程（平成16年4月1日制定）その他本学における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。

(称号の授与)

第5条 学長は、第3条第5項に基づき認定を受けた者（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、「称号記」（様式2）により、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

(本学の法的責任)

第6条 第3条第5項の認定及び前条の称号の授与は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(事業報告書等の提出及び報告)

第7条 認定大学発ベンチャーは、年度毎に適宜の様式により、機構長を経由して、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

2 認定大学発ベンチャーは、次の各号のいずれかの適用を受けた場合は、機構長を経由して、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- (2) 破産法（平成16年法律第756号）に定める破産手続
- (3) 民事再生法（平成11年法律第255号）に定める再生手続
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に定める罰金刑が確定

（認定の解除）

第8条 認定大学発ベンチャーは、第3条第5項に基づく認定の解除及び第5条により交付された称号の返付を、機構長を経由して、学長に申し出ることができるものとする。

2 学長は、前項の申し出を受けたときは、これを認めるものとする。

3 前項により認定の解除を受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該解除を受けた日以降、琉球大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業活動に使用してはならない。

（認定の取消し）

第9条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、起業支援委員会及び機構長の判断を踏まえ、大学発ベンチャーの認定を取消することができる。

- (1) 認定大学発ベンチャーの事業活動が、第4条各号の要件を逸脱した場合
- (2) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他本学の名誉を毀損するおそれがある場合で、「琉球大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないと学長が認める場合

2 前項により認定の取消しを受けた者は、前条第3項の規定を準用し、同規定の手続きを遵守しなければならない。

（大学発ベンチャーの支援）

第10条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 機構が管理するインキュベーション室に空きがある場合に、別に定めるところにより使用の申請があったときは、これを優先的に許可すること。
- (2) 前号の規定により使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を行うことについて、これを許可すること。
- (3) 研究プロジェクトの構築、他企業との連携、知的財産の創出、起業化等の支援を行うこと。

2 学長は、前項第2号の支援を受けようとする認定大学発ベンチャーから「商業登記許可申請書」（様式3）による申請があった場合は、「商業登記許可について」（様式4）によりこれを許可するものとする。

3 第1項の支援期間は、原則として認定後3年間を限度とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、2年間延長することができる。

4 学長は、認定大学発ベンチャーから前項の但し書きにより延長申請があった場合は、起業支援委員会及び機構長の判断を踏まえ、延長の可否を決定するものとする。

5 認定の解除（第8条第2項）及び認定の取消し（第9条第1項）に該当した場合は、第1項の支援を停止するものとする。

（事務）

第11条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、総合企画戦略部研究推進課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は、学長の承認を得て、機構長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究推進会議の議を経て機構長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月5日）

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

国立大学法人琉球大学発ベンチャー認定申請書

国立大学法人琉球大学長 殿

(申請者)
所 属
職 名
氏 名
印

下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお、認定のうえは、国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程その他の諸規則を遵守することを誓約します。また、貴学から授与された称号の使用において、当方若しくは、第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、当方で処理し、貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

① 企 業 名		
② 所 在 地		〒
③ 代 表 者 名		
④ 代 表 者 区 分		
⑤ 連絡先(電話番号及びE-mail)		
⑥ 事業開始日等	事業開始日	
	設立日	
	事業開始予定日	
⑦ 分 野		
⑧ 資本額（又は出資総額）		
⑨ 常時使用（予定）の従業員数		
⑩ 事業の形態		
⑪ 事業の概要		
⑫ 事業化しようとする研究成果の概要		
⑬ 大学発ベンチャー起業（設立）形態		ア、 イ、 ウ、 エ
⑭ 琉球大学の研究成果であることの説明（関連する研究者名等）		
⑮ 琉球大学において事業化を行う必要理由		
⑯ 事業予定及びその準備活動のスケジュール		
⑰ その他		

1 各項目の記入要領

- (1) ④「代表者の区分」については、以下の中から選択して記入すること。
本学の職員、学生、大学院生、研究生、共同研究員、受託研究員及びその他
- (2) ⑥「事業開始日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり、個人事業の開始にあつては、所得税法第229条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。
- (3) ⑦「分野」は、以下の中から選択して記入すること。
IT(ソフト、ハード)、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他
- (4) ⑩「事業の形態」は、その種類を以下の例を参考として記入すること。
例) 株式会社、合同会社(LLC)、有限責任事業組合(LLP)、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合 等
- (5) ⑬「大学発ベンチャーの起業(設立)形態」については、以下の中から選択して記入すること。
ア 本学又は本学の職員等が所有する知的財産に基づいて起業したもの。
イ 本学で達成された研究成果または習得した技術やノウハウ等に基づいて起業したもの。
ウ 本学の職員等がベンチャー企業の設立者となり、又はその設立に深く関与し起業したもの。ただし、職員等の退職又は卒業等から起業までの期間が3年以内のものに限る。
エ 起業する者の持つ技術やノウハウ等を事業化するため、起業まで3年以内の期間に本学との共同研究等により起業したもの。
- (6) ⑭「琉球大学の研究成果であることの説明」には、例えば、特許権の場合は発明者とその所属を記入すること。
- (7) ⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は、創業を行おうとする場合のみ記入すること。
- (8) ⑰「その他」は、大学発ベンチャーの認定の申請に当たって、特筆すべきこと等を記入すること。

2 添付資料

- (1) 個人の場合(a又はb)
 - a 事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき、税務署長に提出された「開業の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し 等
 - b 1年以内に創業を行おうとする個人にあつては、その旨の誓約書
- (2) 法人の場合(c又はd)
 - c 設立の日が確認できる書類(法人税法第148条に基づき、税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し 等
 - d 定款、寄付行為、規則又は規約の写し

(参考)

※ 所得税法第229条
(開業の届出)

居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があった日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

※ 法人税法第148条

(内国普通法人等の設立の届出)

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地(連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第1号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 1 その納税地
- 2 その事業の目的
- 3 その設立の日

琉大 第 号

称 号 記

名 称

代 表 者

設立年月日

年

月

日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づき、
「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します。

年 月 日

国立大学法人琉球大学

学 長

印

年 月 日

商業登記許可申請書

国立大学法人琉球大学長 殿

(申請者)

企 業 名

代表者氏名

印

所 在 地

連 絡 先

下記のとおり商業登記許可を申請します。

なお、貴学から許可された商業登記について、当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、当方で処理し、貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

また、許可期間終了後1ヶ月以内に商業登記の移転手続を完了し、それを証明する書類を提出いたします。

記

1. 登記予定の住所 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地〇〇棟〇〇号室

2. 期 間 年 月 日 ～

殿

国立大学法人琉球大学
学長

商業登記許可について

年 月 日付けで申請のありました商業登記について、下記のとおり許可します。

記

1. 登記住所 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地〇〇棟〇〇号室
2. 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
なお、許可期間終了後1ヶ月以内に商業登記の移転手続を完了し、それを証明する書類を提出すること。
3. 免 責 許可した商業登記について、本学はいかなる損害賠償義務も負わないものとする。